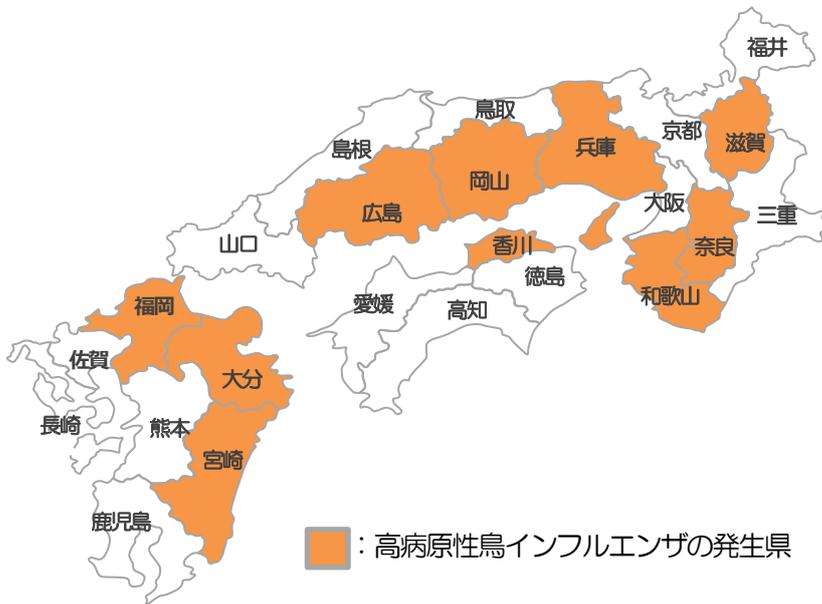


高病原性鳥インフルエンザが 国内で続発しています

令和2年11月5日、香川県で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。国内の家きん飼養農場での発生は、2年10ヶ月ぶりとなります。令和2年12月14日時点では、香川県のほか、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、大分県、和歌山県、岡山県、滋賀県の10県26事例で発生が認められ、殺処分された鶏は約300万羽を超えており、過去最大の殺処分羽数となっている状況です。



益田地域高病原性鳥インフルエンザ防疫連絡協議会

平成30年9月から続発的に国内で発生した豚熱（CSF）をはじめ、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫といった家畜伝染病の発生リスクを抑えるためには、飼養衛生管理基準の遵守が重要です。

人、車両、物品、飼料や水、野鳥を含む野生動物等を介した飼養家畜への感染を防御すること、異状が確認されたときには、直ちに連絡報告することが重要です。家畜の飼養者の皆様におかれましては、日々の多忙な業務の中、基準を遵守するためご尽力いただいているかと思いますが、今一度、農場の飼養管理について再点検をお願いいたします。

なお、益田地域（益田市、津和野町、吉賀町）における高病原性鳥インフルエンザの発生に備えて、12月11日に関係機関と防疫連絡協議会を開催し、家畜防疫態勢について確認を行いました。

家畜改良増殖法の一部改正及び 家畜遺伝資源法が10月1日より施行されました

長年の改良により付加価値が高まった黒毛和種などの家畜人工授精用精液・受精卵について、国外への流出などの不適正な流通が近年発生し、我が国の畜産振興に重大な影響を及ぼしかねない事態となっています。そのため家畜の改良増殖を継続的・効果的に促進する観点から、家畜人工授精

子牛の寒さ対策はできていますか？

今年もだんだんと寒くなっていますが、子牛の寒さ対策はできていますか？子牛は体が小さく、体脂肪が少ないため、成牛と比較して寒さに弱いと言われています。そのため、すきま風が入らないように板を張ったり、床に敷料を多く敷き、おなかが冷えないようにする必要があります。特に寒さに弱い新生子牛の場合、ヒーターやカーフジャケットなどを用いて、暖かい環境を整える等の対策をすることで子牛の発育不良や死亡を抑えることができます。また、体力の低下している新生子牛については、保温機を用いることにより、体温低下を効率的に防ぐこともできます。



ヒーターで体をあたためている子牛

高価な器具などを揃えなくても 100 円均一の店で購入できる物で安価に行える寒さ対策もあります。例えば、ネックウォーマーの利用や、ある程度の大きさの毛布（膝掛け）を子牛の体に巻き、ロープで固定する簡単な方法でも保温効果は期待できます。これらの方法は安価にできるだけでなく、濡れた時にはこまめに交換することができるという利点があります。自身の農場の飼養管理体制にあった寒さ対策を取り入れ、子牛を下痢などの病気から守りましょう。



保温機



カーフジャケット、ネックウォーマーを着ている子牛

飼養衛生管理基準の変更について

家畜の伝染性疾病の発生を予防するためには、家畜の所有者が日頃から適切な飼養衛生管理を実施することが重要です。家畜伝染病予防法では、家畜の所有者が最低限守るべき基準「飼養衛生管理基準」を定め、その遵守を義務づけています。

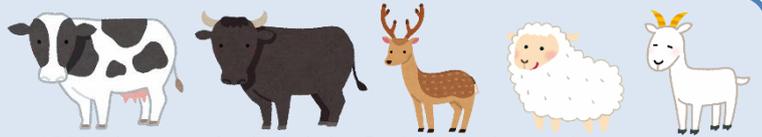
今年、家畜伝染病予防法の改正に伴い、令和2年6月30日付けで飼養衛生管理基準の改正が公布されました。豚等の基準は令和2年7月1日、その他の畜種は令和2年10月1日に施行されています。一部の取組については、猶予期間が設定されています。主な改正点は次頁のとおりです。

当所からも、飼養衛生管理基準の遵守状況確認のために、農場に伺わせていただきます。変更点に限らず、従来からある項目についても、引き続き遵守いただきますようよろしくお願いいたします。

飼養衛生管理基準（本文）については、農林水産省ウェブサイトをご確認ください。「農林水産省 飼養衛生管理基準」と検索すると確認できます。ご不明な点は当所までお問合せください。
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

飼養衛生管理基準の主な改正項目

◎ 牛、水牛、鹿、めん羊、山羊



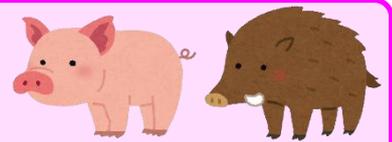
- I-1 家畜の所有者の責務を新設
- I-3 飼養衛生管理マニュアル作成並びに従業員及び関係者への周知徹底を新設（令和4年2月）
- I-7、II-14、II-21 野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりへの追加措置を新設
 - ア 野生動物での感染確認地域に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限
 - イ 安全な資材の利用
- I-8 衛生管理区域の考え方を明確化
- I-9 放牧制限の準備について新設（令和3年10月）
- I-11 愛玩動物の飼育禁止を新設
- II-16、17 衛生管理区域入口での更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止措置を追加
- III-24 畜舎入口における伝播防止対策として、靴の消毒による方法に加え、専用の靴に履き替える方法を追加
- III-29 ねずみ及び害虫の駆除について新設
- III-30 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒の新設
- IV-35 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等を新設

◎ 鶏、あひる（マガモ、ガチョウ、アイガモ、フランスガモ）、うずら、きじ（ヤマドリ）、だちょう（エミュー）、ほろほろ鳥、七面鳥



- I-1 家さんの所有者の責務を新設
- I-3 飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに従業員及び関係者への周知徹底を新設（令和4年2月）
- I-7 衛生管理区域の考え方を明確化
- I-9 愛玩動物の飼育禁止を新設
- II-14、15 衛生管理区域入口での更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止措置を追加
- III-24 家さん舎以外の飼料保管庫、堆肥舎等への野鳥等の侵入防止措置を追加（令和3年10月）
- III-27 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒を新設
- IV-32 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等を新設

◎ 豚、いのしし



- I-1、5 管理者を飼養衛生管理者に修正
- I-3 飼養衛生管理に係るマニュアルに野生動物の衛生管理区域内への侵入防止を追加（令和3年4月）
- I-7 大臣指定地域の対処疾病を明記
- I-9 畜舎を、家畜を収容できる避難用の設備に修正（令和3年4月）
- II-21 飼料安全法に基づくことを明記（令和3年4月）
- III-29 大臣指定地域に指定された場合の放牧場における取組を追加

◎ 馬



- I-1 馬の所有者の責務を新設
- I-3 飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに従業員及び関係者への周知徹底を新設（令和4年2月）
- I-6 衛生管理区域の考え方を明確化
- II-7、8、9 衛生管理区域への立入時の人の消毒を追加
- II-11、12 他の馬飼養施設等で使用した物品や、海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置を新設
- III-16 厩舎入口における伝播防止対策として、靴の消毒による方法に加え、専用の靴に履き替える方法を追加
- III-18 飼養管理に不要な物品を厩舎に持ち込まないことを明文化
- III-21 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒の新設
- IV-24、26 衛生管理区域から退出する人の消毒、搬出する物品の消毒等を新設